

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 都営住宅の使用料の変更……………
- ……(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……

告示

●東京都告示第七百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画用

途地域

- 第一種中高層 削除する部分
- 住居専用地域 世田谷区松原三丁目地内
- 第二種中高層 追加する部分
- 住居専用地域 世田谷区松原三丁目地内
- 近隣商業地域 削除する部分
- 世田谷区松原三丁目及び足立区千住旭町各地内
- 商業地域 追加する部分
- 世田谷区松原三丁目及び足立区千住旭町各地内
- 二 関係図書の縦覧
- 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに世田谷区役所及び足立区役所

●東京都告示第七百六十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年六月十六日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

種	類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火		江北二丁目第2アパート(4号棟)			足立区江北2-22	61.5	1	46,400	97,400

●東京都告示第七百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十五日

東京都知事 小池百合子

一(一) 路線名 新宿青梅

(二) 変更の区間 武蔵村山市学園一丁目一番一地从先から同市三ツ藤一丁目一番一地从先まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 所沢武蔵村山立川

(二) 変更の区間 武蔵村山市榎三丁目一番一地从先から同市本町一丁目七十番二地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

三(一) 路線名 八王子武蔵村山

(二) 変更の区間 武蔵村山市榎三丁目百四番二地内から同市本町一丁目八十六番三地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

別図

都道新宿青梅線
都道所沢武蔵村山立川線 区域変更略図
都道八王子武蔵村山線

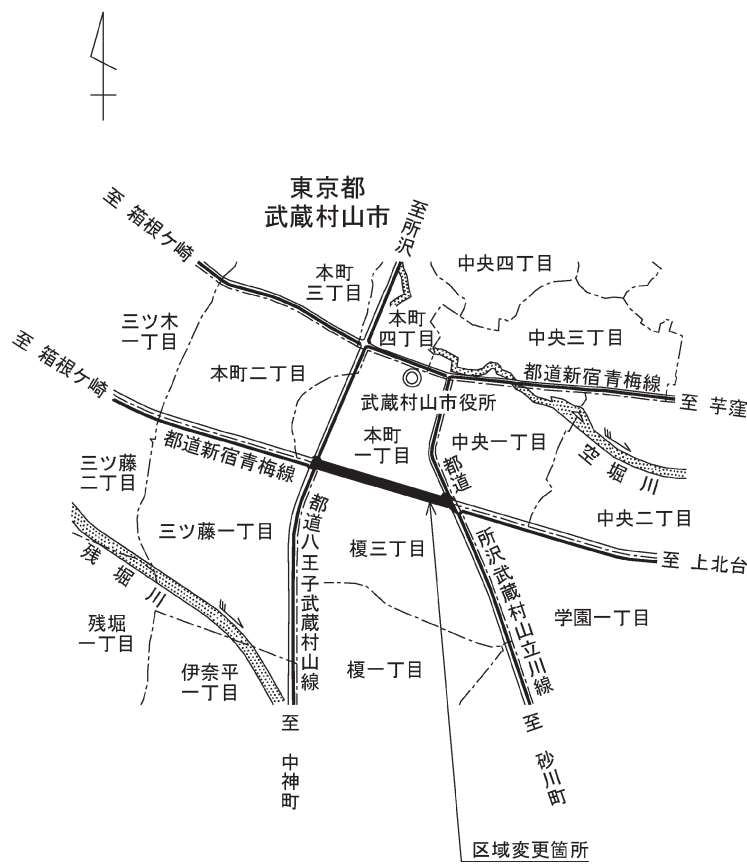
武蔵村山市学園一丁目～三ツ藤一丁目



- (1) 都道新宿青梅線
 - 延長 四八九・一四メートル
 - 面積 五、五四〇・六二平方メートル
- 重用編入区域
- (1) 都道新宿青梅線
 - 延長 五四・六一メートル
 - 面積 九五・五二平方メートル
- (都道所沢武蔵村山立川線との重用編入)
- 延長 二二・〇五メートル
- 面積 八一・〇九平方メートル
- (2) 都道所沢武蔵村山立川線
 - 延長 三〇・三四メートル
 - 面積 八〇・四三平方メートル
- (都道新宿青梅線との重用編入)
- (3) 都道八王子武蔵村山線
 - 延長 二二・九八メートル
 - 面積 六四・四四平方メートル
- (都道新宿青梅線との重用編入)



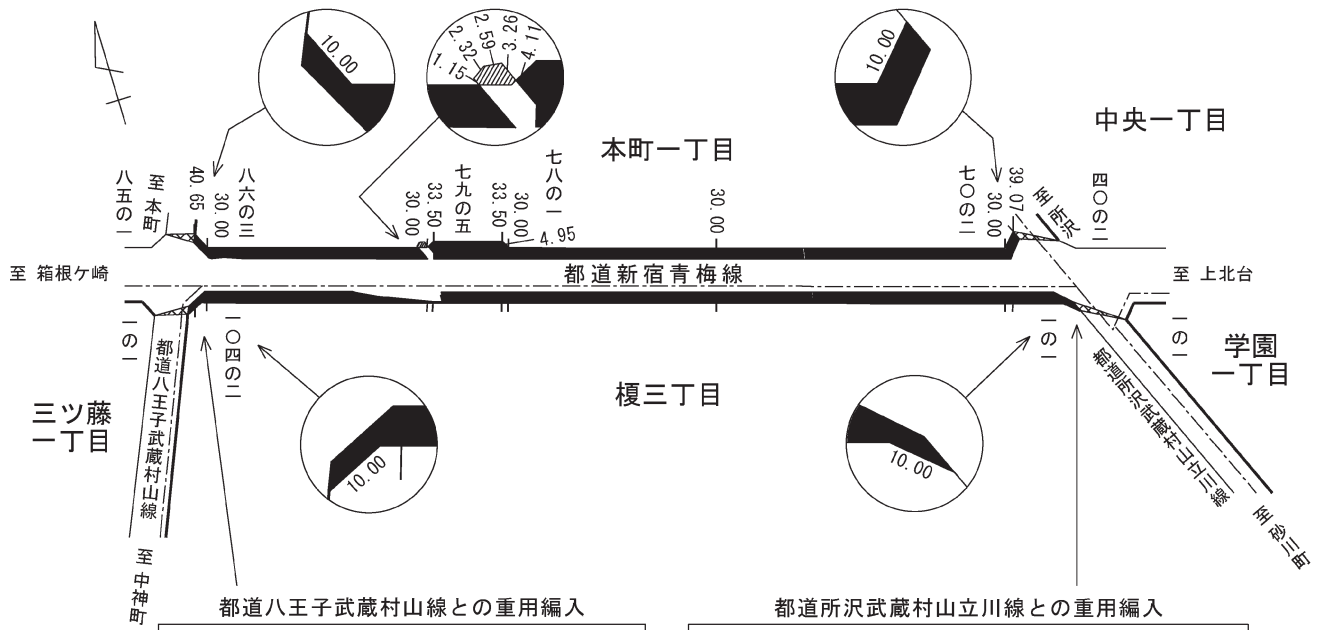
- 廃止区域
- (1) 都道新宿青梅線
 - 延長 六・一一メートル
 - 面積 一三・四一平方メートル
- 重用廃止区域
- (2) 都道所沢武蔵村山立川線
 - 延長 二六・六二メートル
 - 面積 三三・一八平方メートル
- (都道新宿青梅線との重用廃止)
- (3) 都道八王子武蔵村山線
 - 延長 二一・三七メートル
 - 面積 三一・七一平方メートル
- (都道新宿青梅線との重用廃止)



区域変更箇所

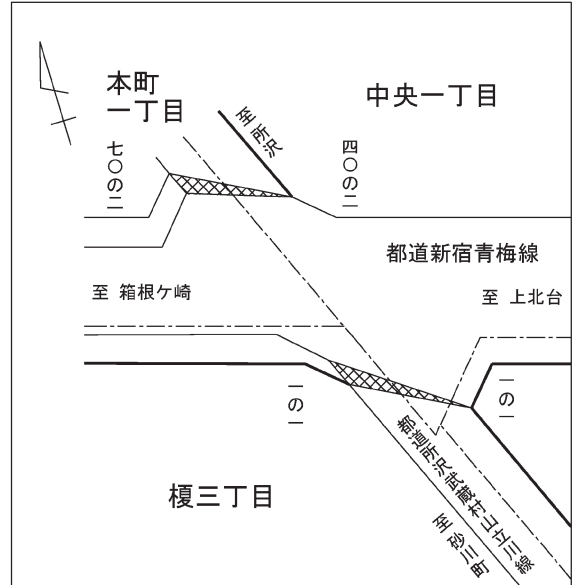
(1) 都道新宿青梅線

武蔵村山市



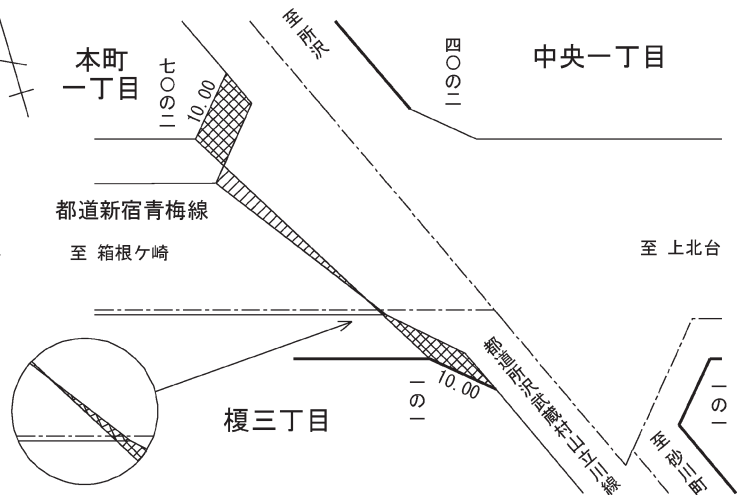
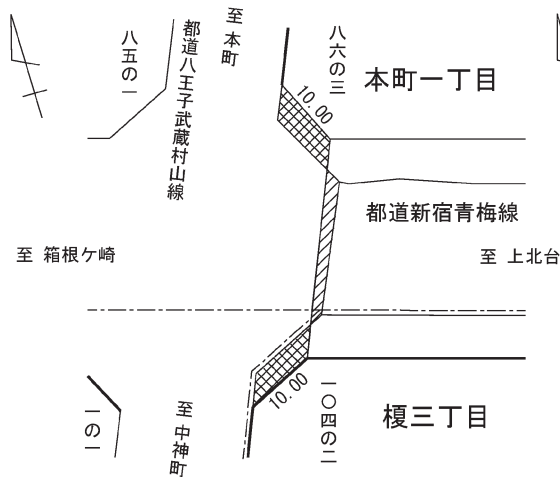
都道八王子武蔵村山線との重用編入

都道所沢武蔵村山立川線との重用編入



(3) 都道八王子武蔵村山線

(2) 都道所沢武蔵村山立川線



●東京都告示第七百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道八丈循環線

二 指定する区間 八丈島八丈町末吉千五百二十七番三地
先から同所五千六十四番一地先まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

